

件名	愛媛県県立自然公園条例の一部を改正する条例
主管課	自然保護課
根拠法令等	自然公園法の一部を改正する法律(令和3年法律第29号)
<p>【改正の概要】</p> <p>自然公園法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、県立自然公園においても利用拠点の整備改善又は質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定の制度の創設や特別地域等における規制の対象となる行為を追加等の措置を講じるため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>○地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園計画において、従来のハード整備に加えて、新たにグランピングやアスレチック体験などの自然体験アクティビティの促進を位置付け、市町やガイド事業者等を構成員とする協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成し、知事の認定を受けた場合には、事業実施に必要な許可を不要とする。 <p>○地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町や旅館事業者等を構成員とする協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、知事の認定を受けた場合には、事業実施に必要な許認可を不要等とする。 <p>○県立自然公園の保全管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立自然公園の国内外へのプロモーションの促進等の措置 クマ、サルなど野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防 公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備 公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進 特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ 	
施行日	令和4年7月1日
【その他参考事項】	